

市立福知山市民病院

奨学資金支給制度

奨学資金支給制度とは。。。

あなたが、進学される又は在学されている4年制大学や看護学校等を卒業後、当院で看護師又は助産師として仕事がしたいと考えている方に、修学に必要な資金を支給する制度です。

当院で働きたい気持ちのある方なら申請することができます。

- ◆申請条件 4年制大学や看護学校等に在学する学生であり、成績優秀で、かつ看護師免許又は助産師免許を取得後、直ちに市立福知山市民病院に採用されることを希望する方。
- ◆支給金額 助産師志望：70,000円/月(年間840,000円)
看護師志望：55,000円/月(年間660,000円)
- ◆支給期間 1年(継続希望者は再申請が必要)
- ◆支払時期 7月、11月、3月に指定の口座へ振り込みます。1度の振込みは4ヶ月分です。
- ◆申請方法 [奨学資金支給申請書](#)に必要事項を記入し、在学証明書・成績証明書及び連帯保証人の印鑑証明1通を添付のうえ病院総務課庶務係に提出してください。(受付は基本は4～5月、一部随時受付有り)
- ◆選考審査 書類審査・面接
- ◆結果発表 本人に直接文書で通知します。
- ◆支給の停止 以下のときには奨学資金の支給が停止又は廃止されます。
 - ① 1月以上の停学又は3月以上の休学となったとき
 - 退学となったとき
 - 市立福知山市民病院への就職を希望しなくなったとき
 - 市立福知山市民病院職員採用試験に合格しなかったとき
 - 適格審査の結果不適格と認められたとき
 - 虚偽その他不正な手段により奨学資金の支給を受けたとき
- ◆奨学生の義務 奨学生は、4年制大学や看護学校等を卒業後、市民病院に就職し、奨学資金の支給を受けた期間以上勤務しなければなりません。
- ◆奨学資金の返還 以下のときには、支給された奨学資金の全部又は一部を返還していただきます。
 - 奨学資金の支給が打ち切られたとき
 - 市民病院における勤務期間が奨学資金の支給を受けた期間に満たないとき
 - 助産師の奨学資金の支給を受けた者が看護師として当院に採用されたときただし、助産師と看護師の奨学資金の差額の範囲内に限ります。
 - 奨学資金の返還の期間は、卒業した年の翌年度の4月から支給を受けた期間と同一期間以内とし、奨学資金の支給が打ち切られた方にあつては打ち切られた月の翌月から、勤務期間が支給を受けた期間に満たない方にあつては退職した月の翌月から支給を受けた期間と同一期間以内とします。
- ◆返還金の利息 無利息です。ただし、返還時に正当な理由なくして返還しなかった場合には遅延利息を支払っていただきます。



詳しいお問い合わせは下記までお願いいたします。

市立福知山市民病院 事務部総務課庶務係
〒620-8505 京都府福知山市厚中町231番地
TEL 0773-22-2101(内線2225)